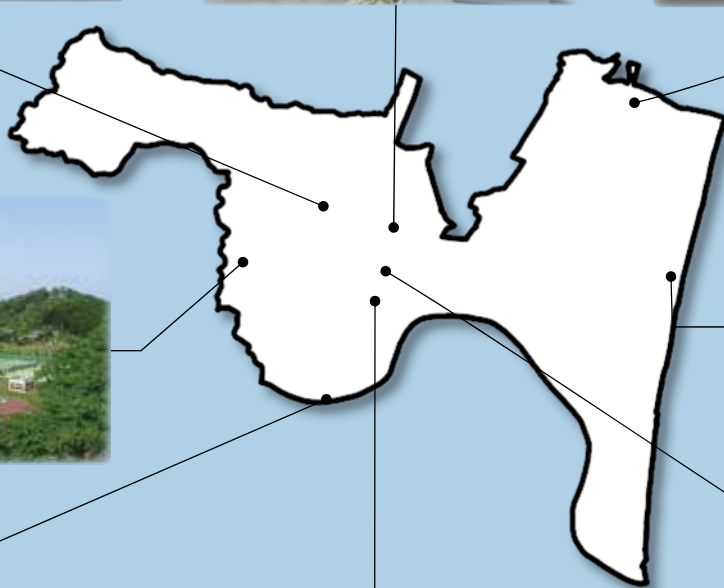


岩沼市都市計画マスタープラン

～千年先まで つなぐ都市づくり～



平成29年3月

 岩沼市

岩沼市都市計画マスタープランの策定にあたって

岩沼市の都市づくりについては、これまで「いわぬま未来構想」、「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「岩沼市国土利用計画」などの計画に基づき、進めてまいりました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、最優先で取り組んでまいりました復旧・復興事業については、総仕上げの段階に入り、これからは地方創生へシフトしていく重要な時期であると捉えております。



本市においては、これまで都市計画における総合的な指針となる計画を定めておりましたが、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化や社会資本に要する財政的制約など、新たな時代に対応したまちづくりのビジョンが必要とされるとともに、環境や景観に配慮した持続可能なまちづくりの検討が求められていることから、この度、「岩沼市都市計画マスタープラン」を策定することといたしました。

本マスタープランは、宮城県が定める「仙塩広域都市計画マスタープラン」に即すとともに、「いわぬま未来構想」をはじめとする市の上位計画との整合を図りながら、おおむね20年後の本市の将来像を見据え、都市のあるべき姿やまちづくりを進めていく総合的な指針を示すものであります。

まちづくりは、市民や事業者の皆様と行政が連携し進めていく協働による取組が大変重要でありますので、今後は、「いわぬま未来構想」に掲げる協働・連携を更に推進するとともに、本マスタープランのキャッチフレーズである「千年先まで つなぐ都市づくり」を目指しながら、「よりすみやすい」まちの実現に向けて、市域全体の均衡あるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本マスタープランの策定に当たり、御尽力を賜りました「岩沼市都市計画マスタープラン策定検討委員会」の委員の皆様をはじめ、大所高所から御助言をいただいた都市計画審議会委員、地区懇談会やアンケート調査等で貴重な御意見・御提言をいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成29年3月

岩沼市長 菊地 啓夫

目次

序章 計画の概要.....	1
序-1 都市計画マスタープランについて.....	1
序-2 本市のまちづくりの方向性.....	2
序-3 都市計画マスタープランの構成.....	3
序-4 策定の体制.....	4
序-5 検討委員会の役割.....	4
序-6 都市計画マスタープランの対象範囲.....	5
序-7 都市計画マスタープランの目標年次.....	5
第1章 基礎的調査.....	6
1-1 社会的広域的条件の整理.....	6
1-2 都市づくりの課題の整理.....	18
第2章 将来目標の設定.....	24
2-1 都市づくりの基本理念.....	24
2-2 都市づくりの将来目標.....	24
2-3 将来フレーム.....	26
2-4 将来都市像の設定.....	27
2-5 将来都市構造.....	28
第3章 分野別整備の方針.....	32
3-1 土地利用の方針.....	32
3-2 都市施設整備の方針.....	36
3-3 都市環境形成の方針.....	39
第4章 地域別構想.....	41
4-1 中央地域（岩沼小学校区）.....	42
4-2 東部地域（玉浦小学校区）.....	49
4-3 西部地域（岩沼西小学校区）.....	57
4-4 南部地域（岩沼南小学校区）.....	65
第5章 実現化方策の検討.....	74
5-1 市民、企業・NPO、行政の協働によるまちづくりの推進.....	74
5-2 都市計画制度の活用.....	75
5-3 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し.....	75
【用語解説】.....	76
【参考資料】.....	78
1. 策定検討委員会.....	78
2. 地区懇談会.....	80
3. 職員検討会.....	82

序章 計画の概要

序-1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、各市町村が都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めることとなりました。

都市計画マスタープランに定められる内容は、おおむね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。都市計画マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成されます。策定に当たっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされています。

岩沼市のまちづくりに関する構想、計画には、「いわぬま未来構想」、「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「岩沼市国土利用計画」などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスタープランが受け持つこととなります。

これまで、本市においては、都市計画の総合的な指針となる計画は定められていませんでしたが、人口減少、少子高齢化、地球環境問題の深刻化、社会資本における財政的制約の高まりなど、新たな時代に対応したまちづくりのビジョンが必要とされているとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に防災意識の更なる高まりと併せて、環境や景観に配慮した持続可能なまちづくりの検討が求められていることから、「いわぬま未来構想」に即して他の計画と整合性をとりながら「岩沼市都市計画マスタープラン」を策定することとしました。


本都市計画マスタープランは、市が具体的な将来像や土地利用、都市施設整備の方針を明らかにすることを目的とし、用途地域や都市施設、市街地開発事業など、今後、本市の都市計画を決定する上での拠りどころとなるものです。

【参考】都市計画マスタープランの位置付け[都市計画法第18条の2]

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

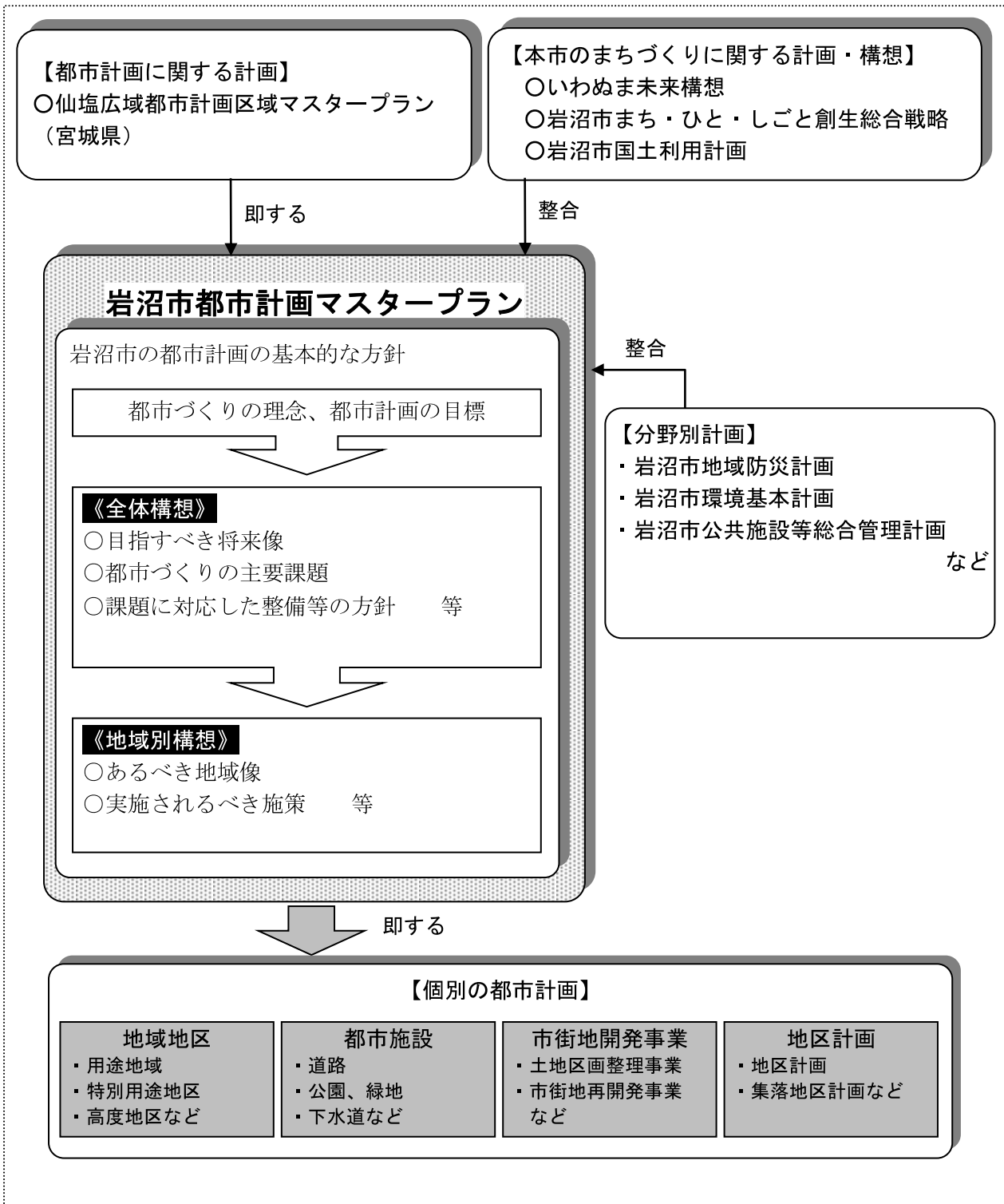
序ー2 本市のまちづくりの方向性

本市のまちづくりは、総合計画である「いわぬま未来構想」の「があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま」を将来都市像として、各種計画等が定められ事業を実施しています。その中でも、この「いわぬま未来構想」の具現化を図るため平成27年10月に策定した「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、今後の詳しい人口の推移を基に、人口の変化が行政サービスに与える影響について、「人口減少が進むことにより、空き地や空き家、耕作放棄地が増加することが予測されるため、市街地のコンパクト化を進める必要がある」と分析するとともに、「持続可能で自立したまちであり続けるための人口を維持することが必要」とし、そのための施策を具体的に定めています。

人口の推移は、今後のまちづくりや都市計画を大きく左右する重要な要因であります。このことから当該戦略に示されている基本姿勢や将来の方向を基に、都市計画マスタープランを策定しました。

序-3 都市計画マスタープランの構成

本都市計画マスタープランの構成は、次のとおりです。

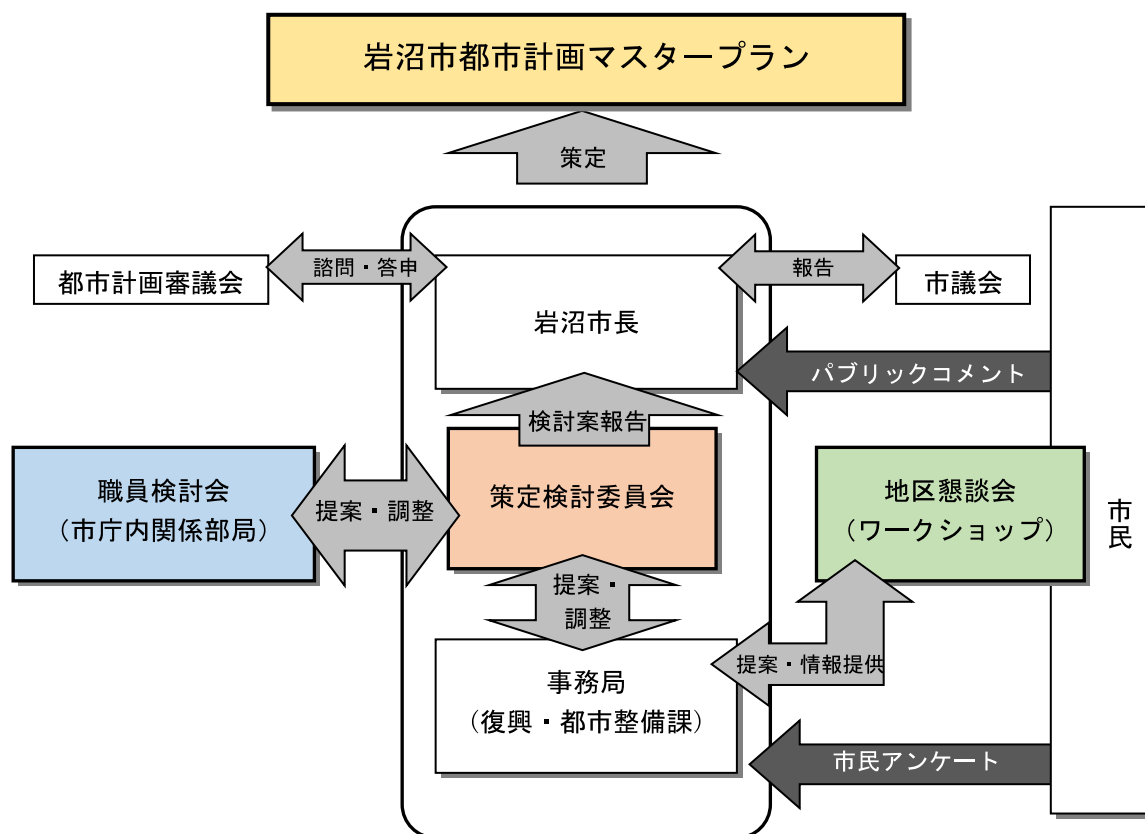


序－４ 策定の体制

都市計画マスタープランでは、計画の策定に当たって学識経験者や市民で構成される策定検討委員会を設置し、総合的な観点から今後の本市の都市像について検討を行いました。

また、庁内検討委員会を開催し、庁内関係部局との調整、各種計画との整合を図りました。

市民意向の反映については、18歳以上75歳未満の市民約3,000人（無作為抽出）を対象とする市民アンケート調査により現況の把握やまちづくりの意向を伺うとともに、地区懇談会で出された市民の幅広い意見を参考とするほか、パブリックコメントを実施して計画内容の公表や意見収集を行いました。



序－５ 検討委員会の役割

都市計画マスタープランの策定に当たり、組織される検討委員会の役割等については以下のとおりです。

名称	委員の構成	役割等
策定検討委員会	学識経験者 市民	事務局が作成した資料をもとに、総合的な観点から検討を行い、都市計画マスタープランの検討案を作成し、市長に報告を行いました。
職員検討会	市庁内関係部局	策定検討委員会から提案された都市計画マスタープランの検討案について、関係部局で調整や内容の確認を行い、策定検討委員会や事務局に提案等を行いました。

序－6 都市計画マスタープランの対象範囲

本市は行政区域全体が都市計画区域に含まれていることから、市全域を都市計画マスタープランの対象区域とします。

序－7 都市計画マスタープランの目標年次

本都市計画マスタープランの目標年次は、策定年次よりおおむね 20 年後の平成 47 年（2035 年）とします。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。